

令和8年度 平塚市立江陽中学校いじめ防止基本方針

平塚市立江陽中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（いじめの定義）

いじめの定義は、法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう務めることが必要である』と補足されています。

（本校のいじめ防止等に関する基本的な考え方）

本校では、法の定義や国の方針に基づいて、学校の内外を問わず、生徒本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置することが無いよう、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である認識を生徒・保護者・学校で共有し、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

（いじめの禁止）

いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめがなく、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

生徒一人一人が、自尊感情を持ち、他者理解・他者尊重ができる環境では、いじめは起こりにくいといえます。こうした環境をつくるには、自分の意見をしっかりと同時に、他者の考えを聞き、自分のためだけでなく、全体のためになることについて考えようとする態度を育成することと、自分たちの力で作り上げた・やり遂げたという達成感を感じさせることが大切です。また、自分も相手も尊重した自己主張・自己表現ができるコミュニケーション能力を培うことが重要です。

また、「どのような社会にあっても、いじめは決して許されない行為である。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されない」という基本的な考え方を生徒に定着させるとともに、保護者・地域にも啓発する必要があります。

さらに、被害生徒や周囲の生徒が、大人に相談することは、被害生徒の救済ということだけでなく、加害者に許されない行為であることを伝え、加害者を助けることでもあるという意識を一般化することで、被害者の泣き寝入りや傍観者の発生を防ぐ土壌を作りたいと考えます。

(1) いじめの未然防止のための取組

○ 道徳教育・人権教育の充実

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育・人権教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・言語活動や体験活動の充実した認め合い、学び合う授業実践を行います。

○ 互いに認め合い、思いやる心の醸成

- ・互いに認め合い、思いやり、支え合う学級・学年・学校づくりを推進します。
- ・生徒会活動を主体とした自治能力の育成を図ります。
- ・地域ボランティア活動の奨励を行います。

○ いじめを否定する態度の育成

- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。

○ 生徒とのふれあいの場の充実

- ・生徒の少しの変化も見逃さず見守っていくために、校務の効率化を図り、生徒とのかかわる時間を多くするように努めます。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・学習や部活動等で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進します。

- ・学級や部活動等の中、すべての生徒の特性を踏まえ、いじめが生じないように日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

(2) いじめの早期発見のための取組

教職員がアンテナを高くし、生徒の変化に敏感に気付くことが基本ですが、インターネットの普及による現況のような情報化社会、学校以外での広範囲に及ぶ生徒の人間関係等、普段の学校生活の中だけではなかなか気付きにくい状況もあります。

そこで、周囲の生徒たちの気付きをいち早く拾い出すことと、何よりも本人からの訴えがしやすい環境をつくることに重点を置く必要があります。そのため次のような取組を行います。

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査「学校生活アンケート」及び「個人面談」を実施します。
- ・いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるように相談体制の整備を行います。
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」の組織を通して協議し、情報共有とともにいじめ等の解消に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を、年間計画に位置付けて年に複数回実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

◇日常の情報共有…各職員による対応・気づきを共通フォルダに入力、定期的に確認

◇アンケートの実施

第1回：3年…5月上旬、1・2年…7月上旬 教育相談アンケート【記名】

(教育コーディネーター)

第2回：全学年…10月上旬 いじめアンケート【記名】(教頭)

第3回：全学年…1月中旬 教育相談アンケート【記名】

(教育コーディネーター)

調査結果の共有→クラス・学年で対応

→教育相談コーディネーター・生徒指導担当・管理職に報告

◇教育相談(二者面談)の実施

3年生…5月中旬、1・2年生…7月中旬

情報の共有→クラス・学年で対応→必要に応じて所担当に報告

◇教育相談情報交換会の実施(月1回)

教育相談コーディネーター、サン・サンスタッフ、スクールカウンセラーで構成

◇職員会議での定期的な生徒情報交換会の実施

◇スクールカウンセラーとの情報交換会の実施(各学年ごと長期休業時に実施)

◇ケース会議・支援会議の実施(随時)

◇「平塚市子ども相談フォーム」の活用(通年)

(3) いじめへの早期対応

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。なお、いじめられた生徒（いじめを受けている疑いがある生徒）やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止等対策委員会」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有します。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。
- ・ いじめを受けた生徒（いじめを受けている疑いがある生徒）が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断をして行います。
- ・ 出席停止となった生徒に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

いじめ問題への対応は、次の3点を大切に以降の具体的取組を進めます。

- ① **迅速**：対応の速度と早期のアセスメントの実施
- ② **連携**：校内の体制づくりと保護者・関係機関との連携
- ③ **納得**：被害者とその保護者が安心できる対応・加害者とその保護者が自分の非を認められるようにする指導

- いじめを察知したら、まず学年で情報を共有化し、学年主任の指揮のもと、対応計画を立てるとともにすぐに生徒指導担当・管理職へ報告する。

対象者が異学年にわたる場合は、生徒指導担当が該当学年主任と連携して対応する。

部活動内でのいじめの場合は、生徒指導担当が部活動顧問、該当学年主任と連携し対応する。

重大な事案の場合は生徒指導担当・管理職の指揮のもと対策組織を立ち上げる。

【指揮系統の明確化と情報の集約】

- 対応は聞き取りや経過観察で終わることなく、迅速に進め、事案の内容にもよるが、いじめの恐れがあることに気付いてから概ね三日以内に、事案の把握と初期段階の対応を済ませ、アセスメントを行い、今後の指導計画を立てる。

【対応の迅速化と対応を停滞させない工夫】

- 対応にあたっては、被害者の安全(心の安定も含む)を第一とし、見守りの体制を最初に構築する。また、被害者と対応方法について話し合い、納得を得た上で対応する。この時、被害者の不安を取り除くように配慮する。加害・被害生徒の保護者への連絡を行い、事案の内容・対応方法について理解を得る。

被害生徒の心身・財産にダメージを与えると思われる場合は、「いじめ防止対策推進法」第四章 第二十三条 6 項にあるように平塚警察署(生活安全課・少年補導員)、少年相談・保護センター湘南方面事務所と連携をとる。また、被害生徒の安全の確保の上で必要がある場合は、同 4 項に基づき加害生徒に別室指導、もしくは市教育委員会と相談して「学校教育法」第 35 条の出席停止措置をとる。

【被害者保護と関係生徒・保護者の理解】

- 加害生徒への指導は、単に叱責で終わることなく自分の行為がどのようなものだったのか被害者の立場で考えられるまで指導を繰り返す。その上で、自分の行った行為に対する責任を自らの意思で取らせる指導も行う。

加害生徒への指導の際、加害生徒がいじめを行ってしまう要因の理解にも配慮する。

【指導のポイント】

(4) インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。

(5) アンケートの保存期間

いじめに関するアンケートは当該生徒が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告は、卒業後 5 年間保存します。

3 「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止等対策委員会）」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止等対策委員会）」を設置し、学期に 2 回程度（4 月・7 月・12 月・3 月）開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。なお、いじめと疑われる相談・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本組織に報告します。

(1) 「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止等対策委員会）」の構成

管理職、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、学校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめと疑われる相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。同時にPTA本部・学校運営協議会にも報告します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

管理職、生徒指導担当者、学年主任、教育相談コーディネーター、
スクールカウンセラー

- ※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、学校長が任命します。
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出
- ・アンケートなどの一次資料は当該生徒が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業後5年保存
- ・特段の支障がなければ公表

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

6 多様性への配慮と差別や偏見に対する対応

差別や偏見があってはなりません。様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいたほうがよい」と思えるような学校づくりを目指します。

相手の立場になって思いやりをもって行動し、その結果、いじめが学校からなくなること

をお願い指導します。

平成26（2014）年4月1日策定
平成30（2018）年4月1日一部改定
平成31（2019）年4月1日一部改定
令和2（2020）年4月1日一部改正
令和3（2021）年4月1日一部改正
令和5（2023）年4月1日一部改正
令和6（2024）年4月1日一部改正
令和7（2025）年4月1日一部改正
令和8（2026）年4月1日一部改正